

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年十二月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月十五日

埼玉県川越県土整備事務所長 飯塚

孝

東京所沢線	路線名
所沢市大字北秋津字府中道西一三九番一地从先から同市大字北秋津字府中道西一三九番一地从先まで	供用開始の区間
平成二十七年十二月十五日	供用開始の期日
平成二十五年二月十五日埼玉県川越県土整備事務所長告示第八号で告示した道路区域の供用開始である。 延長三二・五〇メートル	備考